

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部
を改正する規則について（概要）

1 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布により、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等が一部改正されたため、2に掲げる各規則について所要の改正を行う。

2 改正する規則

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 24 号）第 2 条第 1 項第 2 号
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 27 号）第 1 条第 1 項第 2 号
- (3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 28 号）第 2 条第 1 項第 2 号
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 30 号）第 2 条第 1 項第 2 号
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 31 号）第 2 条第 1 項第 2 号
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年神奈川県規則第 37 号）第 2 条第 1 項第 2 号

3 内容

2に掲げる各規則において、「文書の交付に代えることができる電磁的方法等」について、現行では「シー・ディー・ロム」等の記録媒体を例示して規定しているが、デジタル技術の発展に伴い、様々な媒体が用いられるようになっているため、「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））」との定義的な規定に改める。

4 基準省令、条例との関係

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 161 号）により、上記 2 の各規則に紐づく各条例（以下「各条例」といいます。）に関し従うべき基準とされている各厚生労働省令が改正された。

これに対し、本県で各条例において、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの」として、上記 2 に掲げる各規則に委任しているため、所要の改正を行う。